

諮問日：令和2年7月20日（令和2年度（最情）諮問第11号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（最情）答申第45号）

件名：司法修習生の基本給付金の金額を決定するに当たり、司法修習生の置かれている状況をどのように勘案したかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生の基本給付金の金額を決定するに当たり、司法修習生の置かれている状況（裁判所法67条の2第3項）を最高裁判所がどのように勘案したかが分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年3月16日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法修習生の基本給付金の額は、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則（平成29年最高裁判所規則第3号）2条に規定されている。同規則は、裁判所法67条の2第3項の規定に基づき、修習給付金に関する政府の制度設計等を踏まえて制定されたものであり、最高裁判所において探索したところ、本件開示申出文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年7月20日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月18日 審議
- ④ 令和3年1月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 司法修習生の基本給付金の額は、司法修習生の修習給付金の給付に関する規則2条に規定されており、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、同規則は、裁判所法67条の2第3項の規定に基づき、修習給付金に関する政府の制度設計等を踏まえて制定されたとのことである。この点について、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、修習給付金制度は、法曹人材確保の充実強化の推進等を図るという観点から、平成29年の裁判所法の一部改正により導入されたものであり、修習給付金の額を含めた同制度については、法務省、日本弁護士連合会及び最高裁判所における検討を経るなどして、法務省において企画立案されたことが認められる。このような制度導入の過程に加え、本件開示申出文書として記載された内容を踏まえて検討すれば、本件開示申出文書は存在しなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子